

相模原市認定外道路管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月20日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第64号

相模原市認定外道路管理条例の一部を改正する条例

相模原市認定外道路管理条例(平成17年相模原市条例第145号)の一部を次のように改正する。

別表中「相模原市道路占用料徴収条例」の次に「別表」を加え、「34円」を「35円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料の額について適用し、同日前の占用に係る占用料の額については、なお従前の例による。